訪問看護 WEB サイトに掲載する事項について

【2024 年診療報酬改定に伴う訪問看護医療 DX 情報活用加算とウェブサイト掲示について】

　アズール訪問看護ステーションでは、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た指定訪問看護ステーションの看護師等（准看護師は除く）が、オンライン資格確認によって利用者の診療情報を取得した上で訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供します。これにより訪問看護医療 DX 情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

（新）訪問看護医療 DX 情報活用加算50／月

これに関係する施設基準は以下の通りです。

1. 厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成4年厚生省令第5号）第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。
2. 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。
3. 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。
4. 3の掲示事項について、ウェブサイトに掲載していること。

2025年4月1日

株式会社ノヴァメディカルサービス

アズール訪問看護ステーション

代表取締役　三田村春花